

五戸町ものづくり事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 町は、地域産業の振興及び雇用の拡大を図るため、町内に事業所を有する企業等が行う新製品の開発や販路の開拓のほか既存製品の改良などを行う事業に要する経費について、予算の範囲内において、当該企業等に対し、五戸町ものづくり事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則(平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 企業等 利潤追求を目的として、継続的かつ計画的な意図のもとに、生産、販売、サービスなど各種の営利行為を実施する一個の統一された独立の経済的生活体
- (2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号第2条第1項各号)に掲げるものをいう
- (3) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する事業共同組合、事業共同小組合、共同組合連合会、企業組合、協業組合及び商工組合、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、申請時点で1年以上事業活動の実績がある事業者で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 町内に事業所を有する中小企業者、中小企業団体
- (2) 町税の全税目について滞納がないこと

(補助対象事業)

第4 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、本町産業の先駆的な取組、かつ事業期間終了後も継続的に町内で展開する事業であり、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 新製品及び試作品開発事業
- (2) 他企業との差別化による競争力の強化を図り、産業振興や地域経済の活性化につながると認められる事業
- (3) 新製品等販路開拓促進事業

(補助金の額)

第5 補助金の額は、補助対象経費の100分の50以内の額とし、補助金の額は申請一件につき150万円を限度とする。ただし、国、県等から補助金等を受けている場合は、その金額を減額した額を補助対象経費とする。

2 補助金に千円未満の端数金額があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第6 補助対象経費は、補助対象事業に係る経費のうち、別表に定める項目の経費とする。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、五戸町ものづくり事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 個人の場合は住民票及び履歴書（任意様式）
- (4) 法人の場合は商業登記簿謄本
- (5) 任意団体の場合は規約・会則等、構成員名簿
- (6) 町税に滞納がないことを証明する書類
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項第1号及び第2号に関しては次の各号に該当するものを必要とする。

- (1) 事業申請時点で、事業化の見通しがあること。
- (2) 事業化により、経営の向上が見込まれること。
- (3) 事業計画（目的、内容、期間、目標等）が明確であること。
- (4) 資金計画に確実性があること。
- (5) 町内への波及効果（雇用等）が見込まれること。
- (6) 助成する事業として、社会通念上、適当と認められること。
- (7) 過去に同一事業で助成を受けたことがないこと。

(補助金の交付決定)

第8 町長は、第7の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第9 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第10 町長は補助金の交付の決定をしたときは速やかにその決定内容及びこれに条件を付したときは、その条件を当該申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請書の取下げ)

第11 第10の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金交付の申請を取り下げようとするときは当該通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第12 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかに五戸町ものづくり事業費補助金変更承認申請書(様式第5号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更は除くものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の20%以内の変更を行う場合
- (2) 事業の目的及び効果に影響を及ぼさない範囲で内容を変更する場合

(補助事業の中止又は廃止の承認)

第13 補助事業者は、補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ五戸町ものづくり事業費補助金中止(廃止)承認申請書(様式6号)を提出し、その承認を受けなければならない。

(事前着手)

第14 補助金事業者は、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合において、五戸町ものづくり事業費補助金事前着手届(様式第7号)を町長に提出したときは、この限りではない。

(実績報告)

第15 規則第9条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の中止(廃止)の承認を受けた場合は、その日)から起算して10日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の3月10日のいずれか早い期日までに五戸町ものづくり事業費補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 事業により整備した機械、設備等が確認できる写真及び領収書等の写し
- (2) 国、県等から補助金を受けている場合は、その補助内容及び補助金額が確認できる書類の写し

(3) その他特に町長が必要と認める書類

(補助金額の確定及び通知)

第16 町長は、第15の規定による実績報告書等の提出を受けた場合は、当該実績報告書等の書類の審査により、その報告に係る補助事業性が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第17 補助事業者は、第16の規定による通知を受け、補助金の交付を受けようとするときは、五戸町ものづくり事業費補助金請求書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第18 町長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく町長の処分違反したとき、又は虚偽の申請その他不正な行為があったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第19 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付がされているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第20 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則 (平成30年4月 五戸町告示第32号)

この要綱は、告示の日から施行し平成30年5月1日から適用する。また、平成30年度から平成34年度までの各年度において、補助金にかかる予算が成立した場合に適用する。

別表（第6関係）

<p>新製品及び試作品開発事業</p>	<p>直接人件費（専ら補助対象事業に従事する者に係る人件費で、補助対象経費全額の3分の2以内とする。）、原材料費、機械装置リース費、工具器具費、外注加工費、技術指導費、機械購入費、試験依頼費、広告宣伝費、その他町長が特に必要と認める経費</p>
<p>他企業との差別化による競争力の強化を図り、産業振興や地域経済の活性化につながる事業</p>	<p>直接人件費（専ら補助対象事業に従事する者に係る人件費で、補助対象経費全額の3分の2以内とする。）、原材料費、機械装置リース費、工具器具費、外注加工費、技術指導費、機械購入費、試験依頼費、広告宣伝費、その他町長が特に必要と認める経費</p>
<p>新製品等販路開拓促進事業</p>	<p>旅費、出展料、会場借上料、会場設営費、広告宣伝費、通信運搬費、印刷製本費、通訳報酬費、その他町長が特に必要と認める経費</p>